



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 27 日（木曜日）号外 第 16 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

頁

条 例

○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例……………（港湾課） 1 ○都市公園条例の一部を改正する条例……………（都市計画課） 13

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 改正の理由及び主な内容

物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図る等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行することとしました。

◎ 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 改正の理由及び主な内容

物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図る等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第25号

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1（第 8 条の 2、第 10 条関係）					別表第 1（第 8 条の 2、第 10 条関係）				
1 入港料					1 入港料				
単 位		金 額		摘要	単 位		金 額		摘要
		外航船舶	外航船舶以外 の船舶				外航船舶	外航船舶以外 の船舶	
総トン数 1 トンにつき		1 円 13 銭	1 円 24 銭		総トン数 1 トンにつき		1 円 17 銭	1 円 29 銭	
2 施設使用料					2 施設使用料				
施設の種 別	単 位	金 額		摘要	施設の種 別	単 位	金 額		摘要
		外航船舶	外航船舶以外 の船舶				外航船舶	外航船舶以外 の船舶	
係留 施設	船舶係留 24 時間ご とに総トン数 1 ト ンにつき	1 円 13 銭	1 円 24 銭	[略]	係留 施設	船舶係留 24 時間ご とに総トン数 1 ト ンにつき	1 円 17 銭	1 円 29 銭	[略]
	積卸貨物通過 1 ト	56 円 57 銭	62 円 23 銭以			積卸貨物通過 1 ト	58 円 49 銭	64 円 34 銭以	

場及び船揚場（プレジャーボート（船舶のうち、規則で定めるものを除いたものをいう。以下同じ。）を係留させるために専用使用する場合を除く。）	ンにつき 旅客通過 12歳以上1人につき 6歳以上12歳未満1人につき	以内で規則で定める額	内で規則で定める額					場及び船揚場（プレジャーボート（船舶のうち、規則で定めるものを除いたものをいう。以下同じ。）を係留させるために専用使用する場合を除く。）	ンにつき 旅客通過 12歳以上1人につき 6歳以上12歳未満1人につき	以内で規則で定める額	内で規則で定める額				
		<u>2円26銭</u> <u>1円13銭</u>	<u>2円49銭</u> <u>1円24銭</u>							<u>2円34銭</u> <u>1円17銭</u>	<u>2円57銭</u> <u>1円29銭</u>				
棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場（プレジャーボートを係留させるために専用使用する場合	プレジャーボートの長さ1メートル1年につき	6,000円以内で規則で定める額						棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場（プレジャーボートを係留させるために専用使用する場合	プレジャーボートの長さ1メートル1年につき	6,200円以内で規則で定める額					

	)	係船 浮標	24時間ごとに総ト ン数				)	係船 浮標	24時間ごとに総ト ン数			
			1,000トン未満	<u>1,790円</u>	<u>1,970円</u>				1,000トン未満	<u>1,850円</u>	<u>2,035円</u>	
			1,000トン以上	<u>2,500円</u>	<u>2,750円</u>				1,000トン以上	<u>2,585円</u>	<u>2,845円</u>	
			3,000トン未満						3,000トン未満			
			3,000トン以上	<u>3,935円</u>	<u>4,330円</u>				3,000トン以上	<u>4,070円</u>	<u>4,475円</u>	
			5,000トン未満						5,000トン未満			
			5,000トン以上	<u>5,475円</u>	<u>6,020円</u>				5,000トン以上	<u>5,660円</u>	<u>6,225円</u>	
			1万トン未満						1万トン未満			
			1万トン以上	<u>6,550円</u>	<u>7,205円</u>				1万トン以上	<u>6,770円</u>	<u>7,445円</u>	
		浮棧 橋	県内の者					浮棧 橋	県内の者			
			専用使用の場合						専用使用の場合			
			1月につき						1月につき			
			長さ5メートル		<u>15,945円</u>				長さ5メートル		<u>16,485円</u>	
			未満の船舶						未満の船舶			
			長さ5メートル		<u>17,935円</u>				長さ5メートル		<u>18,545円</u>	
			以上7メートル						以上7メートル			
			未満の船舶						未満の船舶			
			長さ7メートル		<u>19,930円</u>				長さ7メートル		<u>20,605円</u>	
			以上9メートル						以上9メートル			
			未満の船舶						未満の船舶			
			長さ9メートル		<u>23,915円</u>				長さ9メートル		<u>24,725円</u>	
			以上11メートル						以上11メートル			
			未満の船舶						未満の船舶			
			長さ11メートル	長さ11メートルを <u>25,9</u>					長さ11メートル	長さ11メートルを <u>26,7</u>		
			以上の船舶	<u>10円</u> とし、長さ1メー					以上の船舶	<u>85円</u> とし、長さ1メー		
				トルを増すごとに <u>1,9</u>						トルを増すごとに <u>2,0</u>		
				<u>95円</u> を加算した額						<u>60円</u> を加算した額		
			一般使用の場合						一般使用の場合			
			24時間につき						24時間につき			
			長さ5メートル		<u>1,595円</u>				長さ5メートル		<u>1,650円</u>	
			未満の船舶						未満の船舶			
			長さ5メートル		<u>1,795円</u>				長さ5メートル		<u>1,855円</u>	
			以上7メートル						以上7メートル			
			未満の船舶						未満の船舶			
			長さ7メートル		<u>1,995円</u>				長さ7メートル		<u>2,060円</u>	
			以上9メートル						以上9メートル			
			未満の船舶						未満の船舶			
			長さ9メートル		<u>2,390円</u>				長さ9メートル		<u>2,470円</u>	
			以上11メートル						以上11メートル			
			未満の船舶						未満の船舶			
			長さ11メートル	長さ11メートルを <u>2,5</u>					長さ11メートル	長さ11メートルを <u>2,6</u>		
			以上の船舶	<u>90円</u> とし、長さ1メー					以上の船舶	<u>75円</u> とし、長さ1メー		
				トルを増すごとに <u>200</u>						トルを増すごとに <u>205</u>		
				円を加算した額						円を加算した額		
			県外の者						県外の者			
			専用使用の場合						専用使用の場合			
			1月につき						1月につき			
			長さ5メートル		<u>21,530円</u>				長さ5メートル		<u>22,250円</u>	
			未満の船舶						未満の船舶			
			長さ5メートル		<u>24,220円</u>				長さ5メートル		<u>25,035円</u>	
			以上7メートル						以上7メートル			
			未満の船舶						未満の船舶			

		長さ 7 メートル 以上 9 メートル 未満の船舶	<u>26,910円</u>					長さ 7 メートル 以上 9 メートル 未満の船舶	<u>27,815円</u>		
		長さ 9 メートル 以上 11 メートル 未満の船舶	<u>32,290円</u>					長さ 9 メートル 以上 11 メートル 未満の船舶	<u>33,380円</u>		
		長さ 11 メートル 以上の船舶	長さ 11 メートルを <u>34,980円</u> とし、長さ 1 メートルを増すごとに <u>2,690円</u> を加算した額					長さ 11 メートルを <u>36,160円</u> とし、長さ 1 メートルを増すごとに <u>2,780円</u> を加算した額			
		一般使用の場合 24 時間につき						一般使用の場合 24 時間につき			
		長さ 5 メートル 未満の船舶	<u>2,155円</u>					長さ 5 メートル 未満の船舶	<u>2,225円</u>		
		長さ 5 メートル 以上 7 メートル 未満の船舶	<u>2,420円</u>					長さ 5 メートル 以上 7 メートル 未満の船舶	<u>2,505円</u>		
		長さ 7 メートル 以上 9 メートル 未満の船舶	<u>2,690円</u>					長さ 7 メートル 以上 9 メートル 未満の船舶	<u>2,780円</u>		
		長さ 9 メートル 以上 11 メートル 未満の船舶	<u>3,230円</u>					長さ 9 メートル 以上 11 メートル 未満の船舶	<u>3,340円</u>		
		長さ 11 メートル 以上の船舶	長さ 11 メートルを <u>3,500円</u> とし、長さ 1 メートルを増すごとに <u>270円</u> を加算した額					長さ 11 メートルを <u>3,615円</u> とし、長さ 1 メートルを増すごとに <u>280円</u> を加算した額			
	可動橋	船舶係留 1 回ごとに総トン数 1 トンにつき	<u>5円86銭</u>					船舶係留 1 回ごとに総トン数 1 トンにつき	<u>6円6銭</u>		
	ひき船	ひき船作業 細島港 基本料金 使用時間 30 分につき						ひき船作業 細島港 基本料金 使用時間 30 分につき			
		総トン数 3,000 トン未満の船舶	<u>48,255円</u>	<u>53,080円</u>				総トン数 3,000 トン未満の船舶	<u>49,895円</u>	<u>54,885円</u>	
		総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満の船舶	<u>67,790円</u>	<u>74,570円</u>				総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満の船舶	<u>70,095円</u>	<u>77,105円</u>	
		総トン数 5,000 トン以上 8,000 トン未満の船舶	<u>81,830円</u>	<u>90,015円</u>				総トン数 5,000 トン以上 8,000 トン未満の船舶	<u>84,610円</u>	<u>93,070円</u>	
		総トン数 8,000 トン以上 1 万ト ン未満の船舶	<u>94,905円</u>	<u>104,395円</u>				総トン数 8,000 トン以上 1 万ト ン未満の船舶	<u>98,130円</u>	<u>107,945円</u>	
		総トン数 1 万ト ン以上 1 万 5,0 00 トン未満の船 舶	<u>108,785円</u>	<u>119,660円</u>				総トン数 1 万ト ン以上 1 万 5,0 00 トン未満の船 舶	<u>112,485円</u>	<u>123,735円</u>	
		総トン数 1 万 5 ,000 トン以上 2 万トン未満の船 舶	<u>129,125円</u>	<u>142,035円</u>				総トン数 1 万 5 ,000 トン以上 2 万トン未満の船 舶	<u>133,515円</u>	<u>146,865円</u>	

総トン数2万トン以上3万トン未満の船舶	<u>135,740</u> 円	<u>149,315</u> 円				総トン数2万トン以上3万トン未満の船舶	<u>140,355</u> 円	<u>154,390</u> 円			
総トン数3万トン以上4万トン未満の船舶	<u>149,300</u> 円	<u>164,225</u> 円				総トン数3万トン以上4万トン未満の船舶	<u>154,375</u> 円	<u>169,810</u> 円			
総トン数4万トン以上の船舶	<u>164,315</u> 円	<u>180,750</u> 円				総トン数4万トン以上の船舶	<u>169,900</u> 円	<u>186,890</u> 円			
〔略〕						〔略〕					
待機料						待機料					
平日						平日					
1 午前零時から午前8時まで及び午後5時から午後12時までの1時間につき	<u>23,075</u> 円	<u>25,380</u> 円				1 午前零時から午前8時まで及び午後5時から午後12時までの1時間につき	<u>23,860</u> 円	<u>26,245</u> 円			
2 午前8時から午後5時までの1時間につき	<u>13,550</u> 円	<u>14,900</u> 円				2 午前8時から午後5時までの1時間につき	<u>14,010</u> 円	<u>15,410</u> 円			
3 1及び2にかかわらず、午前8時又は午後5時をその間に挟む1時間	<u>23,075</u> 円	<u>25,380</u> 円				3 1及び2にかかわらず、午前8時又は午後5時をその間に挟む1時間	<u>23,860</u> 円	<u>26,245</u> 円			
日曜日及び休日						日曜日及び休日					
1時間につき	<u>23,075</u> 円	<u>25,380</u> 円				1時間につき	<u>23,860</u> 円	<u>26,245</u> 円			
〔略〕						〔略〕					
宮崎港						宮崎港					
基本料金						基本料金					
使用時間30分につき						使用時間30分につき					
総トン数 3,000トン未満の船舶	<u>32,170</u> 円	<u>35,385</u> 円				総トン数 3,000トン未満の船舶	<u>33,265</u> 円	<u>36,590</u> 円			
総トン数 3,000トン以上 5,000トン未満の船舶	<u>45,195</u> 円	<u>49,715</u> 円				総トン数 3,000トン以上 5,000トン未満の船舶	<u>46,730</u> 円	<u>51,405</u> 円			
総トン数 5,000トン以上 8,000トン未満の船舶	<u>54,555</u> 円	<u>60,010</u> 円				総トン数 5,000トン以上 8,000トン未満の船舶	<u>56,410</u> 円	<u>62,050</u> 円			
総トン数 8,000トン以上 1万トン未満の船舶	<u>63,270</u> 円	<u>69,595</u> 円				総トン数 8,000トン以上 1万トン未満の船舶	<u>65,420</u> 円	<u>71,960</u> 円			
総トン数 1万トン以上 1万 5,000トン未満の船舶	<u>72,525</u> 円	<u>79,775</u> 円				総トン数 1万トン以上 1万 5,000トン未満の船舶	<u>74,990</u> 円	<u>82,490</u> 円			
総トン数 1万 5,000トン以上 2万トン未満の船舶	<u>86,085</u> 円	<u>94,695</u> 円				総トン数 1万 5,000トン以上 2万トン未満の船舶	<u>89,010</u> 円	<u>97,910</u> 円			
総トン数 2万ト	<u>90,495</u> 円	<u>99,545</u> 円				総トン数 2万ト	<u>93,570</u> 円	<u>102,925</u> 円			

	ン以上3万トン未満の船舶 総トン数3万トン以上4万トン未満の船舶 総トン数4万トン以上の船舶 〔略〕 待機料 平日 1 午前零時から午前8時まで及び午後5時から午後12時までの1時間につき 2 午前8時から午後5時までの1時間につき 3 1及び2にかかわらず、午前8時又は午後5時をその間に挟む1時間 日曜日及び休日1時間につき 〔略〕	<u>99,535円</u>	<u>109,490円</u>				ン以上3万トン未満の船舶 総トン数3万トン以上4万トン未満の船舶 総トン数4万トン以上の船舶 〔略〕 待機料 平日 1 午前零時から午前8時まで及び午後5時から午後12時までの1時間につき 2 午前8時から午後5時までの1時間につき 3 1及び2にかかわらず、午前8時又は午後5時をその間に挟む1時間 日曜日及び休日1時間につき 〔略〕	<u>102,920円</u>	<u>113,210円</u>				
船舶給水施設	給水量1立方メートルにつき 宮崎港船舶給水施設 延岡新港船舶給水施設	<u>350円</u> <u>370円</u>	<u>385円</u> <u>405円</u>				船舶給水施設	給水量1立方メートルにつき 宮崎港船舶給水施設 延岡新港船舶給水施設	<u>360円</u> <u>380円</u>	<u>395円</u> <u>420円</u>			
荷役機械	ガントリークレーン 使用時間30分につき 1号基 2号基 ジブクレーン 使用時間30分につき		<u>27,325円</u> <u>28,710円</u> <u>26,600円</u>				荷役機械	ガントリークレーン 使用時間30分につき 1号基 2号基 ジブクレーン 使用時間30分につき		<u>28,255円</u> <u>29,685円</u> <u>27,505円</u>			
上下架施設	県内の者（ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。） 上架又は下架1回につき 長さ5メートル未満の船舶 長さ5メートル以上7メートル		<u>2,190円</u> <u>2,465円</u>		〔略〕		上下架施設	県内の者（ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。） 上架又は下架1回につき 長さ5メートル未満の船舶 長さ5メートル以上7メートル		<u>2,270円</u> <u>2,550円</u>		〔略〕	

	未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	<u>2,740円</u> <u>3,290円</u> 長さ11メートルを <u>3,565円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>275円</u> を加算した額				未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	<u>2,835円</u> <u>3,400円</u> 長さ11メートルを <u>3,685円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>285円</u> を加算した額		
	県外の者（ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。） 上架又は下架1回につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	<u>2,960円</u> <u>3,330円</u> <u>3,700円</u> <u>4,440円</u> 長さ11メートルを <u>4,810円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>370円</u> を加算した額				県外の者（ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。） 上架又は下架1回につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶	<u>3,060円</u> <u>3,440円</u> <u>3,825円</u> <u>4,590円</u> 長さ11メートルを <u>4,970円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>380円</u> を加算した額		
貨物上屋	1平方メートル 1日につき 細島港1号及び 2号貨物上屋 細島港3号貨物 上屋 細島港4号貨物 上屋 宮崎港貨物上屋 油津港1号貨物 上屋 油津港2号貨物 上屋 延岡新港1号貨 物上屋 延岡新港2号貨 物上屋	<u>16円80銭</u> <u>21円52銭</u> <u>25円1銭</u> <u>20円72銭</u> <u>20円32銭</u> <u>26円77銭</u> <u>20円67銭</u> <u>26円80銭</u>			貨物上屋	1平方メートル 1日につき 細島港1号及び 2号貨物上屋 細島港3号貨物 上屋 細島港4号貨物 上屋 宮崎港貨物上屋 油津港1号貨物 上屋 油津港2号貨物 上屋 延岡新港1号貨 物上屋 延岡新港2号貨 物上屋	<u>17円37銭</u> <u>22円25銭</u> <u>25円86銭</u> <u>21円42銭</u> <u>21円1銭</u> <u>27円68銭</u> <u>21円37銭</u> <u>27円71銭</u>		
旅客上屋	1平方メートル 1月につき	<u>2,030円</u>			旅客上屋	1平方メートル 1月につき	<u>2,100円</u>		
コンテナ ターミナ ル管理棟	1平方メートル 1日につき	<u>25円30銭</u>			コンテナ ターミナ ル管理棟	1平方メートル 1日につき	<u>26円16銭</u>		

コンテナ ターミナ ル入口事 務所	1平方メートル 1日につき	<u>115円</u>		コンテナ ターミナ ル入口事 務所	1平方メートル 1日につき	<u>120円</u>	
マリーナ 研修室	午前 午後	<u>1,290円</u> <u>2,590円</u>	[略]	マリーナ 研修室	午前 午後	<u>1,330円</u> <u>2,670円</u>	[略]
艇庫会議 室	会議室 A 午前 午後 会議室 B 午前 午後	<u>1,120円</u> <u>2,240円</u> <u>750円</u> <u>1,500円</u>	[略]	艇庫会議 室	会議室 A 午前 午後 会議室 B 午前 午後	<u>1,150円</u> <u>2,310円</u> <u>770円</u> <u>1,550円</u>	[略]
[略]				[略]			
コンテナ ヤード	1平方メートル 1日につき	<u>4円84銭</u>		コンテナ ヤード	1平方メートル 1日につき	<u>5円</u>	
公共貯鋳 場	1平方メートル 1日につき	<u>5円47銭</u> 以内で規則で 定める額		公共貯鋳 場	1平方メートル 1日につき	<u>5円66銭</u> 以内で規則で 定める額	
ボートヤ ード	県内の者 専用使用の場合 1月につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶 一般使用の場合 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶 県外の者 専用使用の場合	 <u>12,475円</u> <u>14,035円</u> <u>15,595円</u> <u>18,715円</u> 長さ11メートルを <u>20,295円</u> とし、長さ1メー トルを増すごとに <u>1,580円</u> を加算した額 <u>930円</u> <u>1,055円</u> <u>1,170円</u> <u>1,405円</u> 長さ11メートルを <u>1,520円</u> とし、長さ1メー トルを増すごとに 115 円を加算した額	[略]	ボートヤ ード	県内の者 専用使用の場合 1月につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶 一般使用の場合 24時間につき 長さ5メートル 未満の船舶 長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶 長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶 長さ9メートル 以上11メートル 未満の船舶 長さ11メートル 以上の船舶 県外の者 専用使用の場合	 <u>12,900円</u> <u>14,510円</u> <u>16,125円</u> <u>19,350円</u> 長さ11メートルを <u>20,960円</u> とし、長さ1メー トルを増すごとに <u>1,610円</u> を加算した額 <u>970円</u> <u>1,090円</u> <u>1,210円</u> <u>1,455円</u> 長さ11メートルを <u>1,570円</u> とし、長さ1メー トルを増すごとに 115 円を加算した額	[略]

		1月につき 長さ5メートル未満の船舶 <u>16,840円</u> 長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 <u>18,945円</u> 長さ7メートル以上9メートル未満の船舶 <u>21,050円</u> 長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 <u>25,260円</u> 長さ11メートル以上の船舶 長さ11メートルを <u>27,365円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>2,105円</u> を加算した額 一般使用の場合 24時間につき 長さ5メートル未満の船舶 <u>1,265円</u> 長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 <u>1,425円</u> 長さ7メートル以上9メートル未満の船舶 <u>1,580円</u> 長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 <u>1,895円</u> 長さ11メートル以上の船舶 長さ11メートルを <u>2,050円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>155円</u> を加算した額				1月につき 長さ5メートル未満の船舶 <u>17,415円</u> 長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 <u>19,595円</u> 長さ7メートル以上9メートル未満の船舶 <u>21,770円</u> 長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 <u>26,125円</u> 長さ11メートル以上の船舶 長さ11メートルを <u>28,300円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>2,175円</u> を加算した額 一般使用の場合 24時間につき 長さ5メートル未満の船舶 <u>1,305円</u> 長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 <u>1,470円</u> 長さ7メートル以上9メートル未満の船舶 <u>1,635円</u> 長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 <u>1,960円</u> 長さ11メートル以上の船舶 長さ11メートルを <u>2,120円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>160円</u> を加算した額				
メンテナ ンスヤ ード	県内の者 24時間につき 長さ5メートル未満の船舶 <u>930円</u> 長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 <u>1,055円</u> 長さ7メートル以上9メートル未満の船舶 <u>1,170円</u> 長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 <u>1,405円</u> 長さ11メートル以上の船舶 長さ11メートルを <u>1,520円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>115円</u> を加算した額 県外の者 24時間につき 長さ5メートル未満の船舶 <u>1,265円</u>		[略]		メンテナ ンスヤ ード	県内の者 24時間につき 長さ5メートル未満の船舶 <u>970円</u> 長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 <u>1,090円</u> 長さ7メートル以上9メートル未満の船舶 <u>1,210円</u> 長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 <u>1,455円</u> 長さ11メートル以上の船舶 長さ11メートルを <u>1,570円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>115円</u> を加算した額 県外の者 24時間につき 長さ5メートル未満の船舶 <u>1,305円</u>		[略]		

	長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	<u>1,425円</u>			長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	<u>1,470円</u>	
	長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	<u>1,580円</u>			長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	<u>1,635円</u>	
	長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	<u>1,895円</u>			長さ9メートル以上11メートル未満の船舶	<u>1,960円</u>	
	長さ11メートル以上の船舶	長さ11メートルを <u>2,050円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>155円</u> を加算した額			長さ11メートルを <u>2,120円</u> とし、長さ1メートルを増すごとに <u>160円</u> を加算した額		
艇庫	専用使用の場合 1月につき 長さ3メートル未満の艇	<u>2,325円</u>	〔略〕	艇庫	専用使用の場合 1月につき 長さ3メートル未満の艇	<u>2,405円</u>	〔略〕
	長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇	<u>2,930円</u>			長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇	<u>3,030円</u>	
	長さ4.5メートル以上の艇	<u>3,605円</u>			長さ4.5メートル以上の艇	<u>3,725円</u>	
	一般使用の場合 24時間につき 長さ3メートル未満の艇	<u>230円</u>			一般使用の場合 24時間につき 長さ3メートル未満の艇	<u>240円</u>	
	長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇	<u>295円</u>			長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇	<u>305円</u>	
	長さ4.5メートル以上の艇	<u>360円</u>			長さ4.5メートル以上の艇	<u>370円</u>	
ディンギーヤード	専用使用の場合 1艇1月につき 一般使用の場合 1艇24時間につき	<u>2,255円</u> <u>225円</u>	〔略〕	ディンギーヤード	専用使用の場合 1艇1月につき 一般使用の場合 1艇24時間につき	<u>2,300円</u> <u>235円</u>	〔略〕
マリーナ船台	1台24時間につき	<u>525円</u>		マリーナ船台	1台24時間につき	<u>540円</u>	
電気設備	荷役照明設備1灯 100ワットにつき 3時間未満 3時間以上6時間未満 6時間以上12時間未満	<u>115円</u> <u>185円</u> <u>240円</u>		電気設備	荷役照明設備1灯 100ワットにつき 3時間未満 3時間以上6時間未満 6時間以上12時間未満	<u>120円</u> <u>190円</u> <u>250円</u>	
	冷凍コンセント 1口1時間につき	<u>365円</u>			冷凍コンセント 1口1時間につき	<u>375円</u>	
〔略〕				〔略〕			
マリーナ多目的広場	1平方メートル1日につき	<u>2円37銭</u>		マリーナ多目的広場	1平方メートル1日につき 入場料等を徴収しない場合 入場料等を徴収	<u>2円45銭</u> <u>4円90銭</u>	「入場料等」とは、名

						する場合		称の いか んを 問わ ず入 場す るこ とに 関し 徴収 され る入 場の 対価 及び これ に類 する もの をい う。	
荷さばき 地、野積 場及び駐 車場	1平方メートル 1月につき 仮設工作物を設 置する場合 その他の場合	69円70銭以内で規則で 定める額 59円11銭以内で規則で 定める額			荷さばき 地、野積 場及び駐 車場	1平方メートル 1月につき 仮設工作物を設 置する場合 その他の場合	72円6銭以内で規則で 定める額 61円13銭以内で規則で 定める額		
3 港湾施設用地使用料					3 港湾施設用地使用料				
単 位		金 額		摘要	単 位		金 額		摘要
		使用期間 が1月以 上の場合	使用期間が 1月未満の 場合				使用期間 が1月以 上の場合	使用期間が 1月未満の 場合	
電柱1本1年につき		700円	770円	[略]	電柱1本1年につき		725円	795円	[略]
電話柱1本1年につき		700円	770円		電話柱1本1年につき		725円	795円	
街灯1本1年につき		200円	220円		街灯1本1年につき		205円	225円	
その他の柱類1本1年につき		520円	570円		その他の柱類1本1年につき		535円	590円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所1個1年につき		610円	670円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所1個1年につき		630円	695円	
郵便差出箱1個1年につき		250円	275円		郵便差出箱1個1年につき		260円	285円	
広告塔表示面積1平方メートル1年につき		1,050円	1,155円		広告塔表示面積1平方メートル1年につき		1,085円	1,195円	
看板	一時的に使用するもの表示面積1平方メートル1月につき	105円	115円		看板	一時的に使用するもの表示面積1平方メートル1月につき	110円	120円	
	その他のもの表示面積1平方メートル1年につき	1,120円				その他のもの表示面積1平方メートル1年につき	1,160円		
送電塔を設置する用地1平方メートル1年につき		520円	570円		送電塔を設置する用地1平方メートル1年につき		535円	590円	
軌条等を設置する用地1平方メートル1年につき		610円	670円		軌条等を設置する用地1平方メートル1年につき		630円	695円	
線管類1メートル1年につき					線管類1メートル1年につき				
外径40センチメートル未満		105円	115円		外径40センチメートル未満		110円	120円	
外径40センチメートル以上		275円	300円		外径40センチメートル以上		285円	315円	

その他の工作物を設置する用地 1 平方メートル 1 月につき 係留施設用地を使用する場合 その他の用地を使用する場合	<u>175円</u>	<u>190円</u>	
	<u>63円36銭</u> 以内で規則で定める額	<u>69円70銭</u> 以内で規則で定める額	
その他の用地 1 平方メートル 1 月につき	<u>53円74銭</u> 以内で規則で定める額	<u>59円11銭</u> 以内で規則で定める額	[略]

[略]

別表第 2（第10条の 2 関係）

1 占用料

区 分	算定単位	金 額		摘要
		占用期間が 1 月以上の場合	占用期間が 1 月未満の場合	
仮設建築物	1 平方メートル 1 月につき	<u>53円74銭</u>	<u>59円11銭</u>	
栈橋、物揚場、渡船場及び係船場	1 平方メートル 1 年につき	<u>120円</u>	<u>130円</u>	
漁業用工作物	同	<u>42円99銭</u>	<u>47円29銭</u>	
電柱	1 本 1 年につき	<u>700円</u>	<u>770円</u>	[略]
電話柱	同	<u>700円</u>	<u>770円</u>	[略]
街灯	同	<u>200円</u>	<u>220円</u>	[略]
その他の柱類	同	<u>520円</u>	<u>570円</u>	[略]
線管類	1 メートル 1 年につき 外径40センチメートル未満	<u>105円</u>	<u>115円</u>	
	外径40センチメートル以上	<u>275円</u>	<u>300円</u>	
物置場	1 平方メートル 1 月につき	<u>10円75銭</u>	<u>11円83銭</u>	

[略]

[略]

2 土砂採取料

区 分	算定単位	金 額	摘要
砂	1 立方メートル	<u>136円</u>	
土砂	同	<u>113円</u>	
砂利	同	<u>162円</u>	
栗石	同	<u>162円</u>	
転石	直径60センチメートル未満	<u>68円</u>	[略]
	直径60センチメートル以上	<u>113円</u>	

その他の工作物を設置する用地 1 平方メートル 1 月につき 係留施設用地を使用する場合 その他の用地を使用する場合	<u>180円</u>	<u>200円</u>	
	<u>65円51銭</u> 以内で規則で定める額	<u>72円 6 銭</u> 以内で規則で定める額	
その他の用地 1 平方メートル 1 月につき	<u>55円57銭</u> 以内で規則で定める額	<u>61円13銭</u> 以内で規則で定める額	[略]

[略]

別表第 2（第10条の 2 関係）

1 占用料

区 分	算定単位	金 額		摘要
		占用期間が 1 月以上の場合	占用期間が 1 月未満の場合	
仮設建築物	1 平方メートル 1 月につき	<u>55円57銭</u>	<u>61円13銭</u>	
栈橋、物揚場、渡船場及び係船場	1 平方メートル 1 年につき	<u>125円</u>	<u>135円</u>	
漁業用工作物	同	<u>44円45銭</u>	<u>48円90銭</u>	
電柱	1 本 1 年につき	<u>725円</u>	<u>795円</u>	[略]
電話柱	同	<u>725円</u>	<u>795円</u>	[略]
街灯	同	<u>205円</u>	<u>225円</u>	[略]
その他の柱類	同	<u>535円</u>	<u>590円</u>	[略]
線管類	1 メートル 1 年につき 外径40センチメートル未満	<u>110円</u>	<u>120円</u>	
	外径40センチメートル以上	<u>285円</u>	<u>315円</u>	
物置場	1 平方メートル 1 月につき	<u>11円12銭</u>	<u>12円23銭</u>	

[略]

[略]

2 土砂採取料

区 分	算定単位	金 額	摘要
砂	1 立方メートル	<u>141円</u>	
土砂	同	<u>117円</u>	
砂利	同	<u>168円</u>	
栗石	同	<u>168円</u>	
転石	直径60センチメートル未満	<u>70円</u>	[略]
	直径60センチメートル以上	<u>117円</u>	

〔略〕

〔略〕

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第26号

都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(有料公園施設)

第9条 公園施設のうち有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、次のとおりとする。

都市公園名	有料公園施設
宮崎県総合運動公園	1～8 〔略〕 9 水泳場 10～22 〔略〕

2・3 〔略〕

別表第1（第10条関係）

種類	区分	単位	金額（円）	納期	
〔略〕					
第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料	物品販売（硬式野球場の売店における物品販売を除く。）、募金その他これらに類する行為		1日につき	230	〔略〕
	業として行う写真の撮影			190	
	業として行う映画の撮影			10,420	
	興行			4,580	
	広告物の掲出	硬式野球場のグラウンドフェンスに設けるもの	表示面積1平方メートル1年につき	22,000	
		内野側グラウンドフェンス 外野側グラウンドフェンス		36,670	
	その他のもの		表示面積1平方メートル1日につき	1,780	
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し		1日につき	4,580	
〔略〕					

別表第2（第10条、第15条の7関係）

種類	区分	単位	金額（円）	納期	備考
宮崎県総合運動公園	軟式野球場	1面1時間につき		〔略〕	1～5 〔略〕
	サッカー場	児童生徒	420		6 補助球技場、水泳場、トレーニング場、第二
		その他の	840		

改正後

(有料公園施設)

第9条 公園施設のうち有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、次のとおりとする。

都市公園名	有料公園施設
宮崎県総合運動公園	1～8 〔略〕 9～21 〔略〕

2・3 〔略〕

別表第1（第10条関係）

種類	区分	単位	金額（円）	納期	
〔略〕					
第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料	物品販売（硬式野球場の売店における物品販売を除く。）、募金その他これらに類する行為		1日につき	240	〔略〕
	業として行う写真の撮影			200	
	業として行う映画の撮影			10,710	
	興行			4,710	
	広告物の掲出	硬式野球場のグラウンドフェンスに設けるもの	表示面積1平方メートル1年につき	22,620	
		内野側グラウンドフェンス 外野側グラウンドフェンス		37,700	
	その他のもの		表示面積1平方メートル1日につき	1,830	
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し		1日につき	4,710	
〔略〕					

別表第2（第10条、第15条の7関係）

種類	区分	単位	金額（円）	納期	備考
宮崎県総合運動公園	軟式野球場	1面1時間につき		〔略〕	1～5 〔略〕
	サッカー場	児童生徒	450		6 補助球技場、トレーニング場、第二トレーニング場
		その他の	900		

園使用料	ラグビー場	者		トレーニング場、屋内練習場又は屋内走路を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1 時間につき補助球技場にあつては全灯のときは 2,320円、5 分の 3 灯のときは 1,400円、 <u>水泳場のうち室内プールにあつては 330円</u> 、トレーニング場のうち体育館にあつては <u>780円</u> 、トレーニング場のうちウエイトトレーニング場にあつては <u>110円</u> 、第二トレーニング場にあつては <u>110円</u> 、屋内練習場にあつては <u>2,690円</u> 、屋内走路にあつては団体が使用するときは 180円、個人が使用するときは90円を加えた額とする。 7～11　[略]	園使用料	ラグビー場	者		トレーニング場、屋内練習場又は屋内走路を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1 時間につき補助球技場にあつては全灯のときは 2,320円、5 分の 3 灯のときは 1,400円、トレーニング場のうち体育館にあつては <u>1,020円</u> 、トレーニング場のうちウエイトトレーニング場にあつては <u>150円</u> 、第二トレーニング場にあつては <u>150円</u> 、屋内練習場にあつては <u>3,490円</u> 、屋内走路にあつては団体が使用するときは 180円、個人が使用するときは90円を加えた額とする。 7～11　[略]
	運動広場	1 面 1 時間につき 児童生徒 その他の者	<u>220</u> <u>440</u>			運動広場	1 面 1 時間につき 児童生徒 その他の者	<u>240</u> <u>470</u>	
	補助球技場	1 面 1 時間につき 児童生徒 その他の者	<u>560</u> <u>1,120</u>			補助球技場	1 面 1 時間につき 児童生徒 その他の者	<u>600</u> <u>1,200</u>	
	陸上競技場	団体が使用する場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者 個人が使用する場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者	<u>1,270</u> <u>2,540</u> <u>60</u> <u>120</u>			陸上競技場	団体が使用する場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者 個人が使用する場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者	<u>1,360</u> <u>2,710</u> <u>70</u> <u>130</u>	
	第二陸上競技場	300メートル競技場	団体が使用する場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者 個人が使用する場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者			<u>350</u> <u>690</u> <u>60</u> <u>120</u>	第二陸上競技場	300メートル競技場	
	投てき場	団体が使用する場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者	<u>180</u> <u>360</u>		投てき場	団体が使用する場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者	<u>200</u> <u>390</u>		

令和 7 年 3 月 27 日 (木曜日) 号外 第 16 号

— 15 —

		児童生徒	<u>330</u>					児童生徒	<u>360</u>				
		その他 の者	<u>650</u>					その他 の者	<u>700</u>				
		個人が使用する 場合						個人が使用する 場合					
		1 時間につき						1 時間につき					
		児童生徒	<u>60</u>					児童生徒	<u>70</u>				
		その他 の者	<u>120</u>					その他 の者	<u>130</u>				
	ウェイト トレーニング 場	団体が使用する 場合						団体が使用する 場合					
		1 時間につき						1 時間につき					
		児童生徒	<u>330</u>					児童生徒	<u>360</u>				
		その他 の者	<u>650</u>					その他 の者	<u>700</u>				
		個人が使用する 場合						個人が使用する 場合					
		1 時間につき						1 時間につき					
		児童生徒	<u>60</u>					児童生徒	<u>70</u>				
		その他 の者	<u>120</u>					その他 の者	<u>130</u>				
	第二トレーニング場	1 時間につき						1 時間につき					
		児童生徒 の団体	<u>330</u>					児童生徒 の団体	<u>360</u>				
		その他の 団体	<u>650</u>					その他の 団体	<u>700</u>				
	ゲート ボール 場	1 面 1 時間 につき						1 面 1 時間 につき					
		児童生徒	<u>150</u>					児童生徒	<u>160</u>				
		その他の 者	<u>300</u>					その他の 者	<u>320</u>				
	屋内練習場	1 時間につき						1 時間につき					
		児童生徒	<u>730</u>					児童生徒	<u>780</u>				
		その他の 者	<u>1,450</u>					その他の 者	<u>1,550</u>				
	合宿所	1 人 1 泊につき						1 人 1 泊につき					
		小学校児童 及び中 学校生徒	<u>330</u>					小学校児童 及び中 学校生徒	<u>360</u>				
		高等学校 生徒	<u>440</u>					高等学校 生徒	<u>470</u>				
		その他の 者	<u>1,000</u>					その他の 者	<u>1,070</u>				
	自転車	団体が使用						自転車	団体が使用				

競技場	する場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者 個人が使用する 場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者	<u>610</u> <u>1,210</u> <u>60</u> <u>120</u>	会議室	1 時間につき	<u>1,150</u>	競技器具	[略]	写真 判定 装置	1 式 1 時間 につき	<u>2,430</u>	放送器具	固定式	アマチュア スポーツに 使用する場 合 1 時間につ き アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合 1 時間につ き	<u>780</u> <u>1,570</u>	移動式	アマチュア スポーツに 使用する場 合 1 時間につ き アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合 1 時間につ き	<u>400</u> <u>780</u>	[略]	付表 1（武道館関係）	区分	単位	金額（円）	納期	備考
	[略]																							
競技場	する場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者 個人が使用する 場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者	<u>650</u> <u>1,290</u> <u>70</u> <u>130</u>	会議室	1 時間につき	<u>1,230</u>	競技器具	[略]	写真 判定 装置	1 式 1 時間 につき	<u>3,150</u>	放送器具	固定式	アマチュア スポーツに 使用する場 合 1 時間につ き アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合 1 時間につ き	<u>1,020</u> <u>2,040</u>	移動式	アマチュア スポーツに 使用する場 合 1 時間につ き アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合 1 時間につ き	<u>520</u> <u>1,020</u>	[略]	付表 1（武道館関係）	区分	単位	金額（円）	納期	備考
	[略]																							

主道場	専用使用の場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者 個人が使用する 場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者	<u>860</u> <u>1,720</u> <u>40</u> <u>80</u>	[略]	主道場	専用使用の場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者 個人が使用する 場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者	<u>910</u> <u>1,820</u> <u>50</u> <u>90</u>	[略]
柔道場	専用使用の場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者 個人が使用する 場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者	<u>640</u> <u>1,270</u> <u>40</u> <u>80</u>		柔道場	専用使用の場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者 個人が使用する 場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者	<u>680</u> <u>1,350</u> <u>50</u> <u>90</u>	
剣道場 副道場 相撲場 弓道場 (近的) 弓道場 (遠的)	専用使用の場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者 個人が使用する 場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者	<u>380</u> <u>750</u> <u>40</u> <u>80</u>		剣道場 副道場 相撲場 弓道場 (近的) 弓道場 (遠的)	専用使用の場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者 個人が使用する 場合 1 時間につき 児童生徒 その他の 者	<u>410</u> <u>800</u> <u>50</u> <u>90</u>	
トレーニング ルーム	1 人 2 時間まで 児童生徒 その他の者	<u>190</u> <u>370</u>		トレーニング ルーム	1 人 2 時間まで 児童生徒 その他の者	<u>210</u> <u>400</u>	
会議室 大会 議室 中会 議室 小会 議室	1 時間につき	<u>1,520</u> <u>380</u> <u>250</u>		会議室 大会 議室 中会 議室 小会 議室	1 時間につき	<u>1,610</u> <u>410</u> <u>270</u>	
附帯設				附帯設			

備器具				備器具			
〔略〕				〔略〕			
電光	一式 1 時間につき	<u>110</u>		電光	一式 1 時間につき	<u>150</u>	
表示				表示			
盤				盤			
ステ	1 列 1 時間につき	<u>90</u>		ステ	1 列 1 時間につき	<u>120</u>	
ージ				ージ			
ライ				ライ			
ト				ト			
放送				放送			
器具				器具			
固	アマチュアスポーツに使用する場合			固	アマチュアスポーツに使用する場合		
定	1 時間につき	<u>740</u>		定	1 時間につき	<u>970</u>	
式	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			式	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		
	1 時間につき	<u>1,470</u>			1 時間につき	<u>1,910</u>	
移	アマチュアスポーツに使用する場合			移	アマチュアスポーツに使用する場合		
動	1 時間につき	<u>370</u>		動	1 時間につき	<u>490</u>	
式	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			式	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		
	1 時間につき	<u>730</u>			1 時間につき	<u>950</u>	
〔略〕				〔略〕			
持込	1 キロワット	<u>60</u>		持込	1 キロワット	<u>80</u>	
電気	1 時間につき			電気	1 時間につき		
器具				器具			
用電				用電			
気				気			
照明	専用使用の場合			照明	専用使用の場合		
設備	1 時間につき			設備	1 時間につき		
	主道場	<u>2,520</u>			主道場	<u>3,280</u>	
	柔道場	<u>1,060</u>			柔道場	<u>1,380</u>	
	剣道場	<u>740</u>			剣道場	<u>970</u>	
	副道場				副道場		
	相撲場				相撲場		
	弓道場（近的）				弓道場（近的）		
	弓道場（遠的）				弓道場（遠的）		
冷房	1 時間につき			冷房	1 時間につき		
設備	主道場	<u>5,990</u>		設備	主道場	<u>7,780</u>	
	柔道場	<u>1,880</u>			柔道場	<u>2,450</u>	
	剣道場 副	<u>1,160</u>			剣道場 副	<u>1,510</u>	

暖房 設備	道場 相撲場					道場 相撲場					
	弓道場 (近的) 弓道場 (遠的)	<u>170</u>				弓道場 (近的) 弓道場 (遠的)	<u>230</u>				
	会議室					会議室					
	大会議室	<u>1,630</u>				大会議室	<u>2,120</u>				
	中会議室	<u>360</u>				中会議室	<u>470</u>				
	小会議室	<u>50</u>				小会議室	<u>70</u>				
	1時間につき					1時間につき					
	主道場	<u>4,520</u>				主道場	<u>5,870</u>				
	柔道場	<u>1,480</u>				柔道場	<u>1,930</u>				
	剣道場 副道場 相撲場	<u>940</u>				剣道場 副道場 相撲場	<u>1,230</u>				
	弓道場 (近的) 弓道場 (遠的)	<u>160</u>				弓道場 (近的) 弓道場 (遠的)	<u>210</u>				
	会議室					会議室					
	大会議室	<u>1,100</u>				大会議室	<u>1,430</u>				
	中会議室	<u>240</u>				中会議室	<u>320</u>				
	小会議室	<u>50</u>				小会議室	<u>70</u>				
〔略〕											
付表 2 (硬式野球場関係)						付表 2 (硬式野球場関係)					
区分	単位	金額 (円)	納期	備考		区分	単位	金額 (円)	納期	備考	
グラ ウン ド	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき 1時間につき 児童生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき 1時間につき		〔略〕		グラ ウン ド	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき 1時間につき 児童生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき 1時間につき		〔略〕	
		<u>1,260</u>						<u>1,350</u>			
		<u>2,520</u>						<u>2,690</u>			
		<u>25,150</u>						<u>26,790</u>			
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき 全日 児童生徒の団体 その他の団体	最高入場料の50人分に相当する額 (その額が <u>13,830円</u> に満たない場合は、 <u>13,830円</u>) 最高入場料の100人分に相当する額 (その額が <u>27,650</u>				入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき 全日 児童生徒の団体 その他の団体	最高入場料の50人分に相当する額 (その額が <u>14,730円</u> に満たない場合は、 <u>14,730円</u>) 最高入場料の100人分に相当する額 (その額が <u>29,450</u>		

		アマチュアスポーツ以外に使用するとき 全日	円に満たない場合は、 <u>27,650円</u>) 最高入場料の300人分に相当する額（その額が <u>276,570円</u> に満たない場合は、 <u>276,570円</u> ）					アマチュアスポーツ以外に使用するとき 全日	円に満たない場合は、 <u>29,450円</u>) 最高入場料の300人分に相当する額（その額が <u>294,550円</u> に満たない場合は、 <u>294,550円</u> ）		
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合 1時間につき アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間につき		<u>35,620</u> <u>178,100</u>		照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合 1時間につき アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間につき		<u>46,170</u> <u>230,820</u>			
会議室	1時間につき				会議室	1時間につき					
大会議室			<u>990</u>		大会議室			<u>1,060</u>			
中会議室			<u>300</u>		中会議室			<u>320</u>			
スコアボード	1時間につき		<u>730</u>		スコアボード	1時間につき		<u>950</u>			
ミーティング室	1時間につき		<u>650</u>		ミーティング室	1時間につき		<u>700</u>			
監督室	1時間につき		<u>150</u>		監督室	1時間につき		<u>160</u>			
コーチ室	1時間につき		<u>110</u>		コーチ室	1時間につき		<u>120</u>			
売店	1箇所全日につき				売店	1箇所全日につき					
内野スタンド内の売店			<u>460</u>		内野スタンド内の売店			<u>490</u>			
外野スタンド内の売店			<u>650</u>		外野スタンド内の売店			<u>700</u>			
附帯設備器具					附帯設備器具						
〔略〕					〔略〕						
放送器具	アマチュアスポーツに使用する場合 1時間につき アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間につき		<u>750</u> <u>1,500</u>		放送器具	アマチュアスポーツに使用する場合 1時間につき アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間につき		<u>980</u> <u>1,950</u>			
冷房設備	1時間につき 大会議室		<u>530</u>		冷房設備	1時間につき 大会議室		<u>690</u>			

暖房設備	中会議室	<u>150</u>
	ミーティン	<u>280</u>
	グ室	
	監督室	<u>100</u>
	コーチ室	<u>100</u>
	1時間につき	
	大会議室	<u>480</u>
	中会議室	<u>140</u>
	ミーティン	<u>250</u>
	グ室	
	監督室	<u>90</u>
	コーチ室	<u>90</u>

〔略〕

付表3 (第二硬式野球場関係)

区分		単位	金額（円）	納期	備考
グラ ウン ド	入場 料を 徴収 しな い場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき		[略]	
		1時間につ き			
		児童生徒 の団体	590		
		その他の 団体	1,170		
	アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき				
	1時間につ き		1,900		
	入場 料を 徴収 する 場合	アマチュアス ポーツに使用 するとき			
1時間につ き					
児童生徒 の団体		1,170			
その他の 団体		11,730			
	アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき				
	全日		最高入場料の 300人分に相 当する額（そ の額が82,130 円に満たない 場合は、82,1 30円）		
会議室		1時間につき	210		
[略]					
附帯設備器 具					
放送器具		1時間につき	230		

〔略〕

暖房設備	中会議室	<u>200</u>
	ミーティン	<u>370</u>
	グ室	
	監督室	<u>130</u>
	コーチ室	<u>130</u>
	1時間につき	
	大会議室	<u>630</u>
	中会議室	<u>190</u>
	ミーティン	<u>330</u>
	グ室	
	監督室	<u>120</u>
	コーチ室	<u>120</u>

〔略〕

付表3 (第二硬式野球場関係)

区分		単位	金額（円）	納期	備考
グラ ウン ド	入場 料を 徴収 しな い場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き		[略]	
		児童生徒 の団体	650		
		その他の 団体	1,280		
		アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 1時間につ き	2,070		
	入場 料を 徴収 する 場合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き			
		児童生徒 の団体	1,280		
		その他の 団体	12,760		
		アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 全日	最高入場料の 300人分に相 当する額（そ の額が89,280 円に満たない 場合は、89,2 80円）		
会議室		1 時間につき	230		
[略]					
附帯設備器 具					
放送器具		1 時間につき	300		

〔略〕

付表 4（屋内運動場関係）

区分		単位	金額（円）	納期	備考
アリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき 1時間につき 児童生徒の団体 その他の団体	<u>1,260</u> <u>2,520</u>		[略]
		アマチュアスポーツ以外に使用するとき 1時間につき	<u>25,150</u>		
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき 1時間につき 児童生徒の団体 その他の団体		
	アマチュアスポーツ以外に使用するとき 全日		最高入場料の100人分（その額が <u>276,570</u> 円に満たない場合は、 <u>276,570</u> 円）		
照明設備		アマチュアスポーツに使用する場合 1時間につき アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間につき	<u>3,150</u> <u>15,720</u>		
会議室 会議室 1 会議室 2		1時間につき	<u>220</u> <u>200</u>		
スコアボード		1時間につき	<u>40</u>		
附帯設備器具					
[略] 放送器具		アマチュアスポーツに使用			

付表 4（屋内運動場関係）

区分		単位	金額（円）	納期	備考
アリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき 1時間につき 児童生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき 1時間につき	 <u>1,370</u> <u>2,740</u> <u>27,340</u>		[略]
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき 1時間につき 児童生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき 全日	 <u>2,740</u> <u>5,470</u> 最高入場料の100人分（その額が <u>300,640円</u> に満たない場合は、 <u>300,640円</u> ）		
照明設備		アマチュアスポーツに使用する場合 1時間につき アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間につき	 <u>4,050</u> <u>20,170</u>		
会議室		1時間につき			
会議室 1			<u>240</u>		
会議室 2			<u>220</u>		
スコアボード		1時間につき	<u>60</u>		
附帯設備器具					
[略]					
放送器具		アマチュアスポーツに使用			

[略]	する場合		[略]	する場合		[略]
	1時間につき	<u>750</u>		1時間につき	<u>970</u>	
	き			き		
	アマチュアス			アマチュアス		
	ポーツ以外に			ポーツ以外に		
	使用する場合			使用する場合		
	1時間につき	<u>1,500</u>		1時間につき	<u>1,930</u>	
	き			き		
	冷房設備			冷房設備		
	1時間につき			1時間につき		
	会議室 1	<u>490</u>		会議室 1	<u>630</u>	
会議室 2	<u>490</u>	会議室 2	<u>630</u>			
内野側	<u>9,470</u>	内野側	<u>12,160</u>			
外野側	<u>870</u>	外野側	<u>1,120</u>			
暖房設備		暖房設備				
1時間につき		1時間につき				
会議室 1	<u>440</u>	会議室 1	<u>570</u>			
会議室 2	<u>440</u>	会議室 2	<u>570</u>			
内野側	<u>9,690</u>	内野側	<u>12,440</u>			
外野側	<u>790</u>	外野側	<u>1,020</u>			
[略]			[略]			

第2条 都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					
別表第2（第10条、第15条の7関係）					
種類	区分	単位	金額（円）	納期	備考
宮崎県総合運動公園使用料	[略]			[略]	
	競技器具				
	[略]				
	体操用器械器具	[略]			
	[略]				
	[略]				
[略]					

改正後					
別表第2（第10条、第15条の7関係）					
種類	区分	単位	金額（円）	納期	備考
宮崎県総合運動公園使用料	[略]			[略]	
	競技器具				
	[略]				
	体操用器械器具	[略]			
	ラグビースコアボード	<u>1時間につき</u>	<u>150</u>		
	[略]				
[略]					

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

